

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目次

### 規 則

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の一部を改正する規則(四六・森林整備課)

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十五年三月三十一日

秋田県規則第四十六号

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則の一部を改正する規則

秋田県知事 寺 田 典 城

鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行細則(昭和五十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

第一条中「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行令(昭和二十八年政令第二百五十四号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令(平成十四年政令第三百九十一号。以下「政令」という。)」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)」に改める。

第二条第一項中「第一条ノ三第五項又は第一条ノ五第六項(法第一条ノ六第二項、第八条ノ三第九項及び第八条ノ八第四項において準用する場合を含む。)」を「第七条第四項(法第十二条第五項及び第十四条第三項において準用する場合を含む。)」又

は法第二十八条第六項」に改め、「において」の下に「意見を」を加え、「利害関係人(以下)」を「と認めたる者(以下この条において)」に改め、同条に次の九項を加える。

3 第一項の規定による通知を受けた公述人は、当該公聴会の日の一週間前までに当該公聴会において意見を聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

4 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

5 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで意見を聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その提出した第三項の意見書の朗読をもつてその陳述に代えることができる。

6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

7 議長は、特に必要があると認めるときは公聴会を傍聴している者に発言を許すことができない。

8 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

9 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があつたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

10 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

11 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第三条から第九条までを削る。

第十条中「法第八条ノ二第一項の規定による届出、省令第三十一条の規定による届出、省令第三十二条の規定による届出及び省令第三十三条の規定による」を「次に掲げる申請、届出及び」に改め、同条に次の三号を加える。

一 法第九条第九項、第十五条第七項、第十九条第六項、第二十四条第六項、第三十五条第八項、第四十六条第二項及び第六十一条第五項の規定による申請

二 法第四十六条第一項、法第六十一条第四項、省令第七十条第十項から第十三項まで、省令第十五条第六項及び第七項、省令第二十条第五項及び第六項、省令第二十四条第五項及び第六項、省令第四十二条第五項及び第六項、省令第五十条並びに省令第六十五条第十項の規定による届出

三 省令第六十五条第四項の規定による請求

第十条を第三条とし、同条の次に次の二条を加える。  
(飼養登録有効期間更新申請書)

第四条 法第十九条第五項の規定による申請は、飼養登録有効期間更新申請書(様式第二号)によつてしなければならない。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)  
 第五条 法第二十九条第七項に規定する知事が定める鳥獣の保護に支障がないと認められる行為は、次に掲げる行為とする。

一 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が一ヘクタール以下であるもの

二 単木採伐、木竹の本数において二十パーセント以下の間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐

三 次に掲げる工作物の設置

(一) 住宅及びこれに附属する工作物

ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑

炭焼小屋、作業小屋又は幕舎

(二) 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設

(三) その面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留所

(四) その高さが五メートル以内の展望台

(五) その延長が五百メートル以内の歩道

(六) その高さが三メートル以内であり、かつ、その長さが五メートル以内の公園遊戯施設

(七) その面積が十五平方メートル以内の公衆便所

(八) その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内の仮工作物

(九) 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物

(十) その延長が五百メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物

(十一) 自然木を利用した仮設軽索道

(十二) 既存工作物に附属する工作物であつて、その高さが五メートル以内であり、かつ、その面積が十五平方メートル以内のもの

四 政令第一条各号に掲げる行為のうち、次に掲げるもの

(一) 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前三号に掲げるもの及び法第二十九条第七項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為

(二) 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為

(三) 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による河川の管理又は砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜

地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和三十一年法律第一百号)第三条の海岸保全区域の管理として行う行為

(四) 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第四条に規定する基本測量若しくは同法第五条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和二十五年法律第二二号)第六条に規定する水路測量を行うために必要な行為

(五) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為

(六) 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為

(七) 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者が行うその事業の用に供する設備、放送法(昭和二十五年法律第三十二号)による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第十四号)による有線テレビジョン放送施設の管理に必要な行為

(八) 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学及び国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)第九条の二に規定する大学共同利用機関をいう。(九)において同じ。)の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為

(九) 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為(あらかじめ、知事に通知したものに限る。)

(十) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の保安林の通常の管理行為又は同法第四十一条第三項の保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為

(十一) 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為

(十二) 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為

(十三) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

第十一条を削る。

第十二条各号を次のように改める。

一 省令第七条第一項及び第七項の規定による申請書 様式第三号





様式第2号 飼養登録有効期間更新申請書(第4条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
 職 業  
 氏 名 <sup>㊞</sup>  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在  
 地、名称及び代表者の氏名 )  
 生年月日 年 月 日生

飼養登録有効期間更新について(申請)

次のとおり飼養登録の有効期間を更新したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定により、申請します。

更新しようとする登録票の番号及び有効期間	第 号 年 月 日から 年 月 日まで
鳥 獣 名	
備 考	

証紙納付照合欄	
証 紙 納付金額	円
納 付 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 備考欄には、譲受け又は引受けたものについては、その旨を記載してください。  
 2 印欄は、申請者は記載しないでください。

様式第3号 鳥獣捕獲等許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
職 業  
氏 名 (印)  
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)  
生年月日 年 月 日生

鳥獣捕獲等の許可について(申請)

次のとおり鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項(第8項)の規定により、申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣 又は採取等をしようとする 鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的、 期間、区域及び方法	目 的
	期 間 年 月 日から 年 月 日まで
	区 域
	方 法
捕獲等又は採取等をした後の処置	
1 学術研究を目的とする場合に あつては、研究の事項及び方法 2 有害鳥獣捕獲を目的とする場 合にあつては、捕獲等をしよう とする鳥獣の生息及び被害状況 3 愛がんのための飼養を目的と する場合にあつては、現に飼養 している鳥獣の種類及び数量	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関 する法律施行規則第7条第1項第 7号の規定に掲げる場所等におい て鳥獣の捕獲等又は採取等をしよ うとする場合にあつては、その場 所等の位置、名称及び理由又は猟 区設定者の承認	
捕獲等に従事する者の住所、 職業、氏名及び生年月日	別紙付表従事者名簿のとおり
銃器を使用する場合は銃砲所持 許可証番号及び交付年月日	第 号 年 月 日
(注) 捕獲等又は採取等の区域を示した図面を添付してください。	

付表

(A4判)

従事者名簿

従事者証番号	区分	住所	職業	氏名	印	生年月日	鉄砲所持許可		狩猟免状番号	従事者腕章番号	備考
							番 号	年月日			
	責任者 1										
	副責任者 2										
	3										
	4										
	5										
	6										
	7										
	8										
	9										
	10										

(注) 従事者証番号、従事者腕章番号の欄は記入しないでください。

様式第4号 指定猟法の許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

職 業

氏 名

㊟

生年月日 年 月 日生

指定猟法の許可について(申請)

次のとおり指定猟法禁止区域内で指定猟法により鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第11項において準用する同法第9条第2項の規定により、申請します。

捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量		
捕獲等をしようとする目的、期間及び区域	目的	
	期間	年 月 日から 年 月 日まで
	区域	
指定猟法の種類		
上記の指定猟法によらなければならない理由		
学術研究を目的として捕獲等をしようとする場合にあつては、研究事項及び方法		
備 考		

(注) 捕獲等をしようとする区域を示した図面を添付してください。



様式第 5 号 飼養登録申請書 (第 6 条関係)

( A 4 判 )

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
 職 業  
 氏 名 ㊞  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在  
 地、名称及び代表者の氏名 )  
 生年月日 年 月 日生

飼養登録について (申請)

次のとおり飼養登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第 2 項の規定により、申請  
します。

飼養登録を受ける 鳥獣名及び雄雌の別	
飼 養 の 目 的	
法第 9 条 第 1 項の 許可を受けて捕獲した 鳥獣に係る許可証の 番号及び年月日	第 号 年 月 日

証紙納付照合欄	
証 紙 納付金額	円
納 付 年月日	年 月 日

(注) 印欄は、申請者は記載しないでください。

様式第6号 登録鳥獣譲受(引受)届出書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
職 業  
氏 名 <sup>印</sup>  
( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )  
生年月日 年 月 日生

登録鳥獣の譲受け(引受け)について(届出)

次のとおり登録鳥獣の譲受け(引受け)をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により、届け出ます。

登録票の番号及び有効期間	第 号 年 月 日から 年 月 日まで
鳥 獣 名	
譲受け又は引受けをした年月日	年 月 日
譲渡し又は引渡しをした者の住所及び氏名 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )	
備 考	

様式第7号 販売禁止鳥獣等の販売許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所  
 職 業  
 氏 名 <sup>㊞</sup>  
 ( 法人にあつては、主たる事務所の所在  
 地、名称及び代表者の氏名 )  
 生年月日 年 月 日生

販売禁止鳥獣等の販売許可について(申請)

次のとおり販売禁止鳥獣の販売の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第11項において準用する同法第19条第2項の規定により、申請します。

販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類、数量及び所在地	種 類	
	数 量	
	所 在 地	
許可を受けようとする理由		
販 売 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第8号 行為許可申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

氏 名

( 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 )<sup>㊞</sup>

鳥獣保護区特別保護地区内における行為の許可について(申請)

次のとおり 鳥獣保護区特別保護地区の区域内における行為の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により、申請します。

- 1 行為の種類
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の場所及びその付近の状況(木竹の伐採にあつては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)
- 5 行為の施行方法(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第1条各号に掲げる行為にあつては、その行為の方法)
- 6 行為の着手及び完了の予定時期
 

着手年月日	年	月	日
完了予定年月日	年	月	日
- 7 他の法令の処理状況

(注) 申請が水面の埋立て若しくは干拓、立木竹の伐採又は工作物の設置に係るものである場合には、次に掲げる資料を添付してください。

- 1 行為の場所を明らかにした5万分の1以上の地形図
- 2 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料
- 3 行為の施行方法を明らかにした図面

様式第9号 銃猟制限区域における銃猟の承認申請書(第6条関係)

(A4判)

年 月 日

秋田県知事 様

住 所

職 業

氏 名

㊞

生年月日 年 月 日生

銃猟制限区域内における銃猟の承認について(申請)

次のとおり銃猟制限区域内で承認を受け銃猟したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により、申請します。

銃 猟 し よ う と す る 銃 猟 制 限 区 域 の 名 称	
銃 猟 を し よ う と す る 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第10号 狩猟免許申請書(第6条関係)

(表)

(A4判)

整理番号		個人番号		
狩猟免許申請書				
秋田県知事		様	年 月 日	
住 所	〒			
電話番号				
ふりがな				
氏 名	㊟			
生年月日	年	月	日生	
<p>次のとおり狩猟免許を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により、申請します。</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の猟具の所持許可</p>				
網・わな猟免許	1 網	2 わな		
第一種銃猟免許	1 ライフル銃	銃砲所持許可証番号	第 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
	2 散 弾 銃	銃砲所持許可証番号	第 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
	3 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証番号	第 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
第二種銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可証番号	第 号	
		交 付 年 月 日	年 月 日	
<p>(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許番号並びに同一登録年度においてその狩猟免許更新申請書を提出していることの有無</p>				
他の免許	都道府県知事名	交 付 年 月 日	狩猟免許番号	更新の有無
免許	知事	年 月 日	第 号	
免許	知事	年 月 日	第 号	

(裏)

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ない場合は「ない」と、ある場合には「ある」と記入、かつ、ある場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることがないようになった年月日及び処分の内容を記載してください。)							
罰金以上の刑に処せられたことの有無							
年	月	日	処 分 の 内 容				
年	月	日					
(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載してください。)							
免許を取り消されたことの有無							
年	月	日	免 許 の 種 類	免 許 を 取 り 消 し た 都 道 府 県 知 事 名			
年	月	日		知 事			
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適 性 検 査			知識	技能
			視 力	聴 力	運動能力		
網・わな猟免許	第 号						
第一種銃猟免許	第 号						
第二種銃猟免許	第 号						
証紙納付照合欄							
証 紙 納付金額							円
納 付 年 月 日	年 月 日						
(注) 1 文字は楷書で明りように記載してください。 2 (1)は、受けようとする狩猟免許の種類の欄の にかし印を付し、該当番号を で囲んでください。 3 (1)の銃砲所持許可証番号及び交付年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。 4 印欄には、申請者は記載しないでください。							

様式第十号の次に次の二様式を加える。



様式第11号 狩猟免許更新申請書(第6条関係)

(表)

(A4判)

整理番号		個人番号	
狩猟免許更新申請書			
秋田県知事		様	年 月 日
住 所	〒		
電話番号			
ふりがな			
氏 名	Ⓔ		
生年月日	年 月 日生		
<p>次のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により申請します。</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許</p>			
免許の種類	狩猟免許を与えた 都道府県知事名	狩猟免状番号	交 付 年 月 日
網・わな猟免許	知事	第 号	年 月 日
第一種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日
第二種銃猟免許	知事	第 号	年 月 日
(2) 使用する猟具の種類及び第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の所持許可			
網・わな猟免許	1 網		2 わな
第一種銃猟免許	1 ライフル銃	銃砲所持許可証番号	第 号
		交 付 年 月 日	年 月 日
	2 散 弾 銃	銃砲所持許可証番号	第 号
		交 付 年 月 日	年 月 日
	3 空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	銃砲所持許可証番号	第 号
		交 付 年 月 日	年 月 日
第二種銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用 するものを含む。)	銃砲所持許可証番号	第 号
		交 付 年 月 日	年 月 日

(裏)

(3) 同一登録年度において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免 許 の 種 類	
-----------	--

免許の種類	狩 猟 免 状 番 号	講 習 会	適性検査の結果		
			視 力	聴 力	運動能力
網・わな猟免許					
第一種銃猟免許					
第二種銃猟免許					

証紙納付照合欄	
証 紙 納付金額	円
納 付 年 月 日	年 月 日

- (注) 1 文字は楷書<sup>かい</sup>で明りように記載してください。
- 2 (1)は、更新を受けようとする狩猟免許の種類欄の にレ印を付してください。
- 3 (2)の銃砲所持許可証番号及び交付年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。
- 4 印欄には、申請者は記載しないでください。

様式第12号 狩猟者登録(変更登録)申請書(第6条関係)

(表)

(A4判)

整理番号	損害の賠償	登録番号	個人番号
狩猟者登録申請書 変更登録申請書			
秋田県知事 様		年 月 日	
	住 所 〒		
	電話番号		
	職 業		
	ふりがな氏 名	印	
	生年月日	年 月 日生	
次のとおり狩猟者登録(変更登録)を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条(第61条第2項)の規定により、申請します。 (1) 狩猟者登録(変更登録)を受けようとする狩猟免許の種類、使用する猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許番号			
種 類	猟 具	都道府県知事名	交 付 年 月 日
網・わな猟免許	1 網 2 わ な	知事	年 月 日
第一種銃猟免許	1 ライフル銃 2 散 弾 銃 3 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	年 月 日
第二種銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	知事	年 月 日
(2) 狩猟をしようとする場所			
1 秋田県の区域全部		2 放鳥銃猟区の区域	
(3) 免許の効力の停止の有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載してください。)			
免許の効力の停止の有無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(4) 鉄砲所持許可証番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)			
種 類	猟 具	銃砲所持許可証番号	交 付 年 月 日
第一種銃猟免許	ラ イ フ ル 銃	第 号	年 月 日
	散 弾 銃	第 号	年 月 日
	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	第 号	年 月 日
第二種銃猟免許	空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	第 号	年 月 日

(裏)

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項										
共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被共済者期間						
損害保険契約	保険会社名	対 象 損 害	保 険 金 額	被保険者期間						
資 産 保 有										
(6) 職業分類										
1 専門的・技術的職業従事者		2 管理的職業従事者		3 事務従事者						
4 販売従事者	5 農林業作業者	6 漁業作業者	7 採鉱・採石作業者							
8 運輸・通信従事者		9 技能工・生産工程作業者		10 単純労働者						
11 保安職業従事者		12 サービス職業従事者	13 分類不能の職業	14 無職						
(7) その他										
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">証紙納付照合欄</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">証 紙 納付金額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納 付 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>					証紙納付照合欄		証 紙 納付金額	円	納 付 年 月 日	年 月 日
証紙納付照合欄										
証 紙 納付金額	円									
納 付 年 月 日	年 月 日									
<p>(注) 1 文字は楷書<sup>かい</sup>で明りように記載してください。</p> <p>2 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を、(2)は該当番号を で囲んでください。</p> <p>3 (4)の銃砲所持許可証番号及び交付年月日は、同欄に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。</p> <p>4 (6)は、職業分類の該当番号を で囲んでください。</p> <p>5 印欄には、申請者は記載しないでください。</p>										

附 則

この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。ただし、第十四条の改正規定(「申請等は、総合農林事務所長」を「届出等は、地域振興局長」に改める部分に限る。)は、同月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubarara@matsubarainetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄